

資料

- 資料1 意見書
- 資料2 総務省 報道資料
- 資料3 消防庁予防課「複合居住施設における・・・設備等に関する省令等の公布について」
- 資料4 消防庁予防課「複合居住施設における・・・設備等に関する省令等の参考資料」
- 資料5 神奈川県配布文書「建築基準法によるグループホームの考え方」
- 資料6 福島県配布文書「戸建て住宅を活用する「グループホーム等」の建築基準法上の取り扱い」
- 資料7 練馬区配布文書「障害者グループホーム・ケアホーム整備・・・位置づけについて」
- 資料8 バリアフリー法・福祉施設に関する特定建築物等の分類の考え方（バリアフリー法逐条解説 2006 より）
- 資料9 日本建築行政会議／用語の定義 グループホーム

意見書

2009年12月24日

総務省消防庁予防課 様

郵便番号：〒187-8570

住所：東京都小平市小川町 1-830

白梅学園大学 堀江まゆみ研究室内

氏名：障害のある人と援助者でつくる

日本グループホーム学会

電子メールアドレス： ki.murotsu@nifty.com

複合型居住施設における必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等に関する省令（案）等に関し、以下のとおり意見を提出いたします。

現行の複合用途の取り扱いを現実に即して改める主旨は適切であると考えます。

ただ、以下の事項についても、同様の課題が指摘され、グループホーム、ケアホームの普及に大きな支障が生じていることから、是非今回の改正にあわせて解決すべきです。

本来、複合用途であっても「みなし従属」による緩和が可能です。検討会報告書にある通り(6)項口、ハは、住戸と同等の使われ方なので、別表(一)で(5)項口との親和性が高く、危険性の増大は低いと考えます。従って、一定の制約条件のもとで、「みなし従属」を緩和する対応を行うのが適切と考えます。と言いますのも、今回の改正が行われたとしても、以下の問題点が未解決となるからです。

1) みなし従属が適用されないことで、階段室型中層住宅は特定一階段となり、避難階段 新設が必要な場合がある。

2) 防火管理の義務については、全体に及ぶ収容人員が 30 人以上になる。

3) (6) 項口、ハの項区分が入居者の行動能力に依存して可変性が高い。また、(6) 項口は「みなし従属」が適用されないので、規模にかかわらず複合用途となる。

入居者の人的要因で対応が大きく違ふと他の住民の理解が得られない。

4) そもそも(5) 項口と(6) 項口、ハの類似性や共通性を認めつつ、複合用途として取り扱うことで、他の法規制(バリアフリー法、建築基準法など)においても、住宅以外の用途として様々な要件が課せられる事態を招いており、消防法改正の影響が予期せぬ結果を招いています。

平成22年 2月 5日
消 防 庁

複合型居住施設における必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等に関する省令（案）等に対する意見募集の結果

消防庁では、「複合型居住施設における必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等に関する省令（案）」等について、平成21年11月25日から平成21年12月24日までの間、国民の皆様から広く意見を募集したところ、4件の御意見をいただきました。いただいた御意見の概要及び御意見に対する考え方を取りまとめましたので、公表します。

1 改正内容・理由

今回の改正は、共同住宅への福祉施設等の入居によって、新たに設置が必要となる消防用設備の設置のうち共同住宅部分に設置するものについて、一定の区画等を要件として設置を免除するとともに、特定共同住宅等の特例を福祉施設等が一部に入居する共同住宅にも適用することとしたものです。

これは、「小規模施設に対応した防火対策に関する検討会」（座長：室崎 益輝 関西学院大学総合政策学部教授）による報告書において、「グループホーム等における入所者の避難安全性が確保されれば、他の一般住戸については、グループホーム等の入居により危険性が高まることはない」ことから、対応策を講じるのが適当されたことを踏まえたものです。

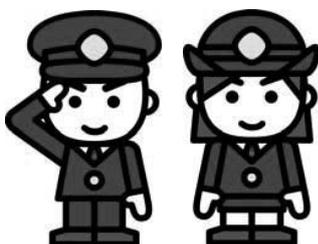
2 意見募集の結果

省令案等の概要について、平成21年11月25日から平成21年12月24日までの間、意見を募集したところ、4件の御意見をいただきました。

いただいた御意見の概要及び御意見に対する考え方については、別紙のとおりです。

3 省令等の公布

消防庁では、意見公募手続の実施結果等も踏まえて検討し、「複合型居住施設における必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等に関する省令（平成22年総務省令第7号）」、「消防法施行規則及び特定共同住宅等における必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等に関する省令の一部を改正する省令（平成22年総務省令第8号）」及び「消防法施行規則及び特定共同住宅等における必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等に関する省令の一部を改正する省令の施行に伴う関係告示の整備に関する告示（平成22年消防庁告示第2号）」を平成22年2月5日に公布しました。



（事務連絡先）総務省消防庁予防課
 （担当：藤原補佐、荒川事務官）
 TEL 03-5253-7523（直通）
 FAX 03-5253-7533

【複合型居住施設における必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等に関する省令（案）等についての御意見及び御意見に対する考え方】

番号	御意見の概要	御意見に対する考え方
No.1	改正省令の対象となる複合用途防火対象物は、共同住宅並びに有料老人ホーム、福祉ホーム、認知症高齢者グループホーム及び障害者ケアホーム・グループホームの用途のみに供するものに限定されているが、なぜ老人短期入所施設や養護老人ホーム等が含まれていないのか理由をお教え願いたい。	今回の改正においては、認知症高齢者や障害者の生活の場として、他の一般住戸と同様の区画単位で組み込まれ、家具・調度等の可燃物、調理器具等の火気使用、入所者数等も他の一般住戸とほぼ同様である居住型福祉施設を対象としております。この観点から、不特定多数の者が利用する施設や短期間で入所者が入れ替わる施設及び制度的に共同住宅への入居は想定されない施設を対象から除いております。
No.2	共同住宅用自動火災報知設備及び住戸用自動火災報知設備にあつては、福祉施設等で発生した火災を、当該福祉施設等の関係者及び当該関係者に雇用されている者に、自動的に、かつ、有効に報知できる装置を設けることとされているが、具体的にはどのような装置なのか。	福祉施設等で発生した火災を、当該福祉施設等の関係者又は当該関係者に雇用されている者（以下「関係者等」という。）に、自動的に、かつ、有効に報知できる装置であればよく、例えば、福祉施設等部分の感知器の作動と連動して起動する緊急通報装置等の通報先として、関係者等が常時いる場所を登録すること等が考えられます。
No.3	グループホーム等が集合住宅に入居することによって、他の住居にも自動火災報知設備等の設置が必要となつて、家主に負担が生じてしまう場合があり、グループホームの開設に支障が出ている。したがって、1日も早く、今回の改正案のとおり、省令が改正されることを要望する。	賛成の御意見として承ります。
No.4	<p>現行の複合用途の取り扱いを現実に即して改める主旨は適切であると考え。ただ、以下の事項についても、同様の課題が指摘され、グループホーム、ケアホームの普及に大きな支障が生じていることから、是非今回の改正にあわせて解決すべき。</p> <p>1) 特定一階段等防火対象物については、自動火災報知設備が必要な場合がある。</p>	<p>前段については、賛成の御意見として承ります。</p> <p>後段1)については、特定一階段等防火対象物は、避難経路が限定されることから、早期に消火・避難行動を開始する必要があり、共同住宅部分で出火した場合に、福祉施設部分の危険性が大きいと考えられるため、自動火災報知設備の設置が必要であると考えます。なお、階段が一つしかない建物であっても、①グループホーム等の部分が1階及び2階だけに存する場合、②当該階段が屋外階段又は避難上有効な開口部を有する屋内階段である場合は、特定一階段防火対象物には該当しないため、今回の省令の適用が可能です。</p> <p>後段2)については、用途や管理権原が分かれている防火対象物にお</p>

<p>2) 共同住宅の部分も含め全体で収容人員が30人以上((6)項口が存する場合には、10人以上)の場合、防火管理の義務が生ずる。</p> <p>3) (6)項口は「みなし従属」が適用されないので、規模にかかわらず複合用途となる。また、「みなし従属」が適用されない場合、(6)項口、ハの項区分が入居者の行動能力に依存して可変性が高いことから、入居者の人的要因による影響が他の住民に及ぶこととなり理解が得られない。(現行では、消防法施行令第1条の2第2項に基づいて、主たる用途に供される部分の床面積の合計が当該防火対象物の延べ面積の90%以上であり、かつ、当該主たる用途以外の独立した用途に供される部分の床面積の合計が300㎡未満である場合における当該独立した用途に供される部分は、従属的な部分として主たる用途と同一の用途にみなされている。)</p> <p>4) 消防法において、グループホーム等が住宅部分と認められないことによって、他法令においても、住宅以外の用途として規制が行われている。</p>	<p>いても、火災時の消火・通報・避難という一連の活動を建物全体として組織的・体系的に展開する必要上、防火対象物全体として防火管理者の設置等の体制がとられる必要があると考えます。その場合の収容人員の基準としては、不特定多数の者又は災害時要援護者等を収容する防火対象物の場合には、これに起因する火災危険性に着目して、これらの者のみを収容する防火対象物に関する基準と同等のものを用いることが適当であると考えます。</p> <p>後段3)については、令別表第一(6)項口に掲げる防火対象物は、火災発生時にその危険性を認識できず、又は危険性を認識できたとしても自力で避難する能力に著しく乏しい者が入所・入居し、かつ、職員が入所・入居者の避難介助に専念せざるを得ないことから、極めて小規模の施設であっても、一旦火災が発生すると収容人員が危険にさらされる蓋然性が高いと考えられるため、いわゆる「みなし従属」の取扱いの対象外としているものです。また、この趣旨を踏まえれば、入居者の避難困難性に応じて用途を分ける取扱いとすることが合理的であると考えます。</p> <p>後段4)については、消防法令における規制と、他法令における規制は趣旨・目的を異にするものであり、各法令を所管する行政機関において判断されるべきものと考えます。</p>
--	--

各都道府県消防防災主管部長 }
 東京消防庁・各指定都市消防長 } 殿

消 防 庁 予 防 課 長
 (公 印 省 略)

複合型居住施設における必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等に関する省令等の公布について（通知）

複合型居住施設における必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等に関する省令（平成22年総務省令第7号。以下「7号省令」という。）、消防法施行規則及び特定共同住宅等における必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等に関する省令の一部を改正する省令（平成22年総務省令第8号。以下「8号省令」という。）及び消防法施行規則及び特定共同住宅等における必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等に関する省令の一部を改正する省令の施行に伴う関係告示の整備に関する告示（平成22年消防庁告示第2号。以下「2号告示」という。）が、平成22年2月5日に公布されました。

近年、共同住宅の一部を利用して小規模なグループホーム等の福祉施設を開設する場合が増加していますが、この場合に防火対象物全体として消防法施行令（昭和36年政令第37号。以下「令」という。）別表第一（16）項イに該当するため、新たに共同住宅部分についても消防用設備等の設置・改修が必要となることから、福祉施設の新設時において入居を拒否される、あるいは、既存のものにあっても退去を求められるといった事態が懸念されているところです。今回の省令の制定及び改正は、これに対応するため、家具・調度等の可燃物、調理器具・暖房器具等の火気使用、入所者数等も他の一般住戸とほぼ同様の形状の福祉施設については、一定の構造要件を満たした場合に、スプリンクラー設備、自動火災報知設備の感知器及び誘導灯の設置を一部要しないとする事等により、消防用設備等の設置基準を合理化するものです。

貴職におかれましては、下記事項に留意のうえ、その運用に十分配慮されるとともに、各都道府県消防防災主管部長にあつては、貴都道府県内の市町村（消防の事務を処理する一部事務組合等を含む。）に対しても、この旨を周知されるようお願いいたします。

記

第一 7号省令に係る事項

- 1 複合型居住施設及び複合型居住施設用自動火災報知設備の定義を定めたこと（7号

省令第2条関係)。

- 2 複合型居住施設において、自動火災報知設備に代えて用いることができる必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等は、複合型居住施設用自動火災報知設備としたこと（7号省令第3条第1項関係）。
- 3 複合型居住施設用自動火災報知設備の設置及び維持に関する技術上の基準は、令第21条第2項及び消防法施行規則（昭和36年自治省令第6号。以下「規則」という。）第23条から第24条の2までの規定の例によることとしたこと。ただし、令別表第一（6）項口及びハに掲げる防火対象物の用途に供される部分の床面積の合計が300平方メートル未満の複合型居住施設にあつては、特定小規模施設における必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等に関する省令（平成20年総務省令第156号）第2条第2号に規定する特定小規模施設用自動火災報知設備を同令第3条第2項及び第3項の例により設置することができることとしたこと（7号省令第3条第2項関係）。
- 4 次の(1)から(5)のいずれにも適合するときに限り、福祉施設等及び令第21条第1項第11号から第14号までに掲げる防火対象物の部分以外の部分について、感知器を設置しないことができることとしたこと。ただし、受信機を設けない場合は、この限りでない（7号省令第3条第3項関係）。
 - (1) 福祉施設等の居室を、準耐火構造の壁及び床（3階以上の階に存する場合にあつては、耐火構造の壁及び床）で区画したものであること。
 - (2) 福祉施設等の壁及び天井（天井のない場合にあつては、屋根）の室内に面する部分（回り縁、窓台その他これらに類する部分を除く。）の仕上げを地上に通ずる主たる廊下その他の通路にあつては準不燃材料で、その他の部分にあつては難燃材料としたものであること。
 - (3) 区画する壁及び床の開口部の面積の合計が8平方メートル以下であり、かつ、一の開口部の面積が4平方メートル以下であること。
 - (4) (3)の開口部には、防火設備である防火戸（3階以上の階に存する場合にあつては、特定防火設備である防火戸）（廊下と階段とを区画する部分以外の部分の開口部にあつては、防火シャッターを除く。）で、随時開くことができる自動閉鎖装置付きのもの若しくは次のア及びイに定める構造のもの又は鉄製網入りガラス入り戸（2以上の異なった経路により避難することができる部分の出入口以外の開口部で、直接外気に開放されている廊下、階段その他の通路に面し、かつ、その面積の合計が4平方メートル以内のものに設けるものに限る。）を設けたものであること。
 - ア 随時閉鎖することができ、かつ、煙感知器の作動と連動して閉鎖すること。
 - イ 居室から地上に通ずる主たる廊下、階段その他の通路に設けるものにあつては、直接手で開くことができ、かつ、自動的に閉鎖する部分を有し、その部分の幅、高さ及び下端の床面からの高さが、それぞれ、75センチメートル以上、1.8メートル以上及び15センチメートル以下であること。
 - (5) 福祉施設等の主たる出入口が、直接外気に開放され、かつ、福祉施設等における火災時に生ずる煙を有効に排出することができる廊下、階段その他の通路に面していること。

第二 8号省令に係る事項

1 規則の一部改正に関する事項

(1) スプリンクラー設備を設置することを要しない階の部分等として、令別表第一(16)項イに掲げる防火対象物のうち、同表(5)項ロ並びに(6)項ロ及びハに掲げる防火対象物(同表(6)項ロ及びハに掲げる防火対象物にあっては、有料老人ホーム、福祉ホーム、認知症対応型共同生活援助事業を行う施設(認知症高齢者グループホーム)並びに共同生活介護及び共同生活援助を行う施設(障害者ケアホーム・グループホーム)に限る。)の用途以外の用途に供される部分が存せず、かつ、次のアからオまでに定めるところにより、同表(6)項ロ及びハに掲げる防火対象物の用途に供される部分に設置される区画を有するものの10階以下の階を規定したこと(8号省令による改正後の規則(以下「改正規則」という。)第13条第1項関係)。

ア 居室を、準耐火構造の壁及び床(3階以上の階に存する場合にあっては、耐火構造の壁及び床)で区画したものであること。

イ 壁及び天井(天井のない場合にあっては、屋根)の室内に面する部分(回り縁、窓台その他これらに類する部分を除く。)の仕上げを地上に通ずる主たる廊下その他の通路にあっては準不燃材料で、その他の部分にあっては難燃材料としたものであること。

ウ 区画する壁及び床の開口部の面積の合計が8平方メートル以下であり、かつ、一の開口部の面積が4平方メートル以下であること。

エ ウの開口部には、防火設備である防火戸(3階以上の階に存する場合にあっては、特定防火設備である防火戸)(廊下と階段とを区画する部分以外の部分の開口部にあっては、防火シャッターを除く。)で、随時開くことができる自動閉鎖装置付きのもの若しくは次の(ア)及び(イ)に定める構造のもの又は鉄製網入りガラス入り戸(2以上の異なった経路により避難することができる部分の出入口以外の開口部で、直接外気に開放されている廊下、階段その他の通路に面し、かつ、その面積の合計が4平方メートル以内のものに設けるものに限る。)を設けたものであること。

(ア) 随時閉鎖することができ、かつ、煙感知器の作動と連動して閉鎖すること。

(イ) 居室から地上に通ずる主たる廊下、階段その他の通路に設けるものにあつては、直接手で開くことができ、かつ、自動的に閉鎖する部分を有し、その部分の幅、高さ及び下端の床面からの高さが、それぞれ、75センチメートル以上、1.8メートル以上及び15センチメートル以下であること。

オ 区画された部分すべての床の面積が100平方メートル以下であること。

(2) 誘導灯を設置することを要しない防火対象物又はその部分として、令別表第一(16)項イに掲げる防火対象物のうち、同表(5)項ロ並びに(6)項ロ及びハに掲げる防火対象物(同表(6)項ロ及びハに掲げる防火対象物にあっては、有料老人ホーム、福祉ホーム、認知症対応型共同生活援助事業を行う施設(認知症高齢者グループホーム)並びに共同生活介護及び共同生活援助を行う施設(障害者ケアホー

ム・グループホーム)に限る。)の用途以外の用途に供される部分が存せず、かつ、次のアからオまでに定めるところにより、同表(6)項ロ及びハに掲げる防火対象物の用途に供される部分に設置される区画を有するものの同表(6)項ロ及びハに掲げる防火対象物の用途に供される部分以外の部分(地階、無窓階及び11階以上の階の部分を除く。)を加えたこと(改正規則第28条の2第1項及び第2項関係)。

ア 居室を、準耐火構造の壁及び床(3階以上の階に存する場合にあっては、耐火構造の壁及び床)で区画したものであること。

イ 壁及び天井(天井のない場合にあっては、屋根)の室内に面する部分(回り縁、窓台その他これらに類する部分を除く。)の仕上げを地上に通ずる主たる廊下その他の通路にあっては準不燃材料で、その他の部分にあっては難燃材料としたものであること。

ウ 区画する壁及び床の開口部の面積の合計が8平方メートル以下であり、かつ、一の開口部の面積が4平方メートル以下であること。

エ ウの開口部には、防火設備である防火戸(3階以上の階に存する場合にあっては、特定防火設備である防火戸)(廊下と階段とを区画する部分以外の部分の開口部にあっては、防火シャッターを除く。)で、随時開くことができる自動閉鎖装置付きのもの若しくは次の(ア)及び(イ)に定める構造のもの又は鉄製網入りガラス入り戸(2以上の異なった経路により避難することができる部分の出入口以外の開口部で、直接外気に開放されている廊下、階段その他の通路に面し、かつ、その面積の合計が4平方メートル以内のものに設けるものに限る。)を設けたものであること。

(ア) 随時閉鎖することができ、かつ、煙感知器の作動と連動して閉鎖すること。

(イ) 居室から地上に通ずる主たる廊下、階段その他の通路に設けるものにおいて、直接手で開くことができ、かつ、自動的に閉鎖する部分を有し、その部分の幅、高さ及び下端の床面からの高さが、それぞれ、75センチメートル以上、1.8メートル以上及び15センチメートル以下であること。

オ 令別表第一(6)項ロ及びハに掲げる防火対象物の用途に供される部分の主たる出入口が、直接外気に開放され、かつ、当該部分における火災時に生ずる煙を有効に排出することができる廊下、階段その他の通路に面していること。

(3) その他に関する改正事項

ア 令第12条第1項第1号及び第9号に掲げる防火対象物については、11階以上の防火対象物は含まれないことから、規則第12条の2第2号ホの「十一階以上の階にあっては百平方メートル以下」の部分削除したこと(改正規則第12条の2関係)。

イ 令第12条第1項第1号及び第9号に掲げる防火対象物における開放型スプリンクラーヘッド及び標準型ヘッドの水平距離については、令第12条第2項第2号ハにおいて規則に委任されていることから、当該事項について規定したこと(改正規則第13条の5第2項関係)。

2 特定共同住宅等における必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等に関する省令(平成17年総務省令第40号。以下「特定共同住宅等省令」という。)

の一部改正

- (1) 特定共同住宅等の定義に、令別表第一表（16）項イに掲げる防火対象物（同表（5）項ロ並びに（6）項ロ及びハに掲げる防火対象物（同表（6）項ロ及びハに掲げる防火対象物にあつては、有料老人ホーム、福祉ホーム、認知症対応型共同生活援助事業を行う施設（認知症高齢者グループホーム）並びに共同生活介護及び共同生活援助を行う施設（障害者ケアホーム・グループホーム）に限る。）の用途以外の用途に供される部分が存せず、かつ、同表（6）項ロ及びハに掲げる防火対象物の用途に供される各独立部分（構造上区分された数個の部分の各部分で独立して住居その他の用途に供されることができものをいう。以下同じ。）の床面積がいずれも100平方メートル以下であるものに限る。）を加えたこと（8号省令による改正後の特定共同住宅等省令（以下「改正特定共同住宅等省令」という。）第2条第1号関係）。
- (2) 福祉施設等の定義を加えたこと（改正特定共同住宅等省令第2条第1号の2関係）。
- (3) 住戸等の定義に、各独立部分で令別表第一（6）項ロ及びハに掲げる防火対象物の用途に供されるものを加えたこと（改正特定共同住宅等省令第2条第2号関係）。
- (4) 福祉施設等において、初期拡大抑制性能を主として有する通常用いられる消防用設備等に代えて用いることができる必要とされる初期拡大抑制性能を主として有する消防の用に供する設備等は、次の表の左欄に掲げる特定共同住宅等の種類及び同表中欄に掲げる通常用いられる消防用設備等の区分に応じ、同表右欄に掲げる必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等としたこと（改正特定共同住宅等省令第3条第2項関係）。

特定共同住宅等の種類		通常用いられる消防用設備等	必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等
構造類型	階数		
二方向避難型特定共同住宅等	地階を除く階数が5以下のもの	自動火災報知設備 屋外消火栓設備 動力消防ポンプ設備	共同住宅用自動火災報知設備又は住戸用自動火災報知設備及び共同住宅用非常警報設備
	地階を除く階数が10以下のもの	自動火災報知設備 屋外消火栓設備 動力消防ポンプ設備	共同住宅用自動火災報知設備
	地階を除く階数が11以上のもの	屋内消火栓設備（11階以上の階に設置するものに限る。） スプリンクラー設備 自動火災報知設備 屋外消火栓設備	共同住宅用スプリンクラー設備 共同住宅用自動火災報知設備

		動力消防ポンプ設備	
開放型特定共同住宅等	地階を除く階数が五以下のもの	自動火災報知設備 屋外消火栓設備 動力消防ポンプ設備	共同住宅用自動火災報知設備又は住戸用自動火災報知設備及び共同住宅用非常警報設備
	地階を除く階数が10以下のもの	自動火災報知設備 屋外消火栓設備 動力消防ポンプ設備	共同住宅用自動火災報知設備
	地階を除く階数が11以上のもの	屋内消火栓設備（11階以上の階に設置するものに限る。） スプリンクラー設備 自動火災報知設備 屋外消火栓設備 動力消防ポンプ設備	共同住宅用スプリンクラー設備 共同住宅用自動火災報知設備
二方向避難・開放型特定共同住宅等	地階を除く階数が10以下のもの	自動火災報知設備 屋外消火栓設備 動力消防ポンプ設備	共同住宅用自動火災報知設備又は住戸用自動火災報知設備及び共同住宅用非常警報設備
	地階を除く階数が11以上のもの	屋内消火栓設備（11階以上の階に設置するものに限る。） スプリンクラー設備 自動火災報知設備 屋外消火栓設備 動力消防ポンプ設備	共同住宅用スプリンクラー設備 共同住宅用自動火災報知設備
その他の特定共同住宅等	地階を除く階数が10以下のもの	自動火災報知設備 屋外消火栓設備 動力消防ポンプ設備	共同住宅用自動火災報知設備
	地階を除く階数が11以上のもの	屋内消火栓設備（11階以上の階に設置するものに限る。） スプリンクラー設備 自動火災報知設備 屋外消火栓設備 動力消防ポンプ設備	共同住宅用スプリンクラー設備 共同住宅用自動火災報知設備

(5) 福祉施設等に設ける共同住宅用自動火災報知設備及び住戸用自動火災報知設備にあっては、福祉施設等で発生した火災を、当該福祉施設等の関係者（所有者又は管理者をいう。）又は当該関係者に雇用されている者（当該福祉施設等で勤務してい

る者に限る。)に、自動的に、かつ、有効に報知できる装置を設けることとしたこと（改正特定共同住宅等省令第3条第3項関係）。

- (6) 福祉施設等において、避難安全支援性能を主として有する通常用いられる消防用設備等に代えて用いることができる必要とされる避難安全支援性能を主として有する消防の用に供する設備等は、次の表の左欄に掲げる特定共同住宅等の種類及び同表中欄に掲げる通常用いられる消防用設備等の区分に応じ、同表右欄に掲げる必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等としたこと（改正特定共同住宅等省令第4条第2項関係）。

特定共同住宅等の種類		通常用いられる消防用設備等	必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等
構造類型	階数		
二方向避難型特定共同住宅等及び開放型特定共同住宅等	地階を除く階数が五以下のもの	自動火災報知設備 非常警報器具又は非常警報設備	共同住宅用自動火災報知設備又は住戸用自動火災報知設備及び共同住宅用非常警報設備
	地階を除く階数が六以上のもの	自動火災報知設備 非常警報器具又は非常警報設備	共同住宅用自動火災報知設備
二方向避難・開放型特定共同住宅等	地階を除く階数が十以下のもの	自動火災報知設備 非常警報器具又は非常警報設備	共同住宅用自動火災報知設備又は住戸用自動火災報知設備及び共同住宅用非常警報設備
	地階を除く階数が十一以上のもの	自動火災報知設備 非常警報器具又は非常警報設備	共同住宅用自動火災報知設備
その他の特定共同住宅等	すべてのもの	自動火災報知設備 非常警報器具又は非常警報設備	共同住宅用自動火災報知設備

第三 2号告示に関する事項

特定共同住宅等省令の改正に伴い、以下の告示の引用箇所を改めたこと。

- 1 共同住宅用スプリンクラー設備の設置及び維持に関する技術上の基準（平成18年消防庁告示第17号）
- 2 共同住宅用自動火災報知設備の設置及び維持に関する技術上の基準（平成18年消防庁告示第18号）
- 3 住戸用自動火災報知設備及び共同住宅用非常警報設備の設置及び維持に関する技術上の基準（平成18年消防庁告示第19号）

第四 施行期日

7号省令、8号省令及び2号告示は、公布の日から施行することとしたこと。

資料4

事 務 連 絡
平成22年 2月5日

各都道府県消防防災主管課 } 御中
東京消防庁・政令指定都市消防本部 }

消防庁予防課

複合型居住施設における必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等に関する省令等の参考資料の送付について

複合型居住施設における必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等に関する省令等の公布については、「複合型居住施設における必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等に関する省令等の公布について」（平成22年2月5日付け消防予第59号）により通知したところですが、その基本的な考え方や具体例等について、別紙のとおり参考資料を作成しましたので送付します。

各都道府県消防防災主管課におかれては、貴都道府県内の市町村（消防の事務を処理する一部事務組合等を含む。）に対してもこの旨周知されるようお願いいたします。

担当
消防庁予防課設備係
塩谷、浅海、長田、西田
電話：03-5253-7523
FAX：03-5253-7533

複合型居住施設における必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等に関する省令等について（参考資料）

1 改正理由

（１）背景

近年、共同住宅の一部を利用して小規模なグループホーム等の福祉施設を開設する例が増加しているところであるが、既存の共同住宅にこれらの施設が入居した場合、防火対象物全体として消防法施行令（昭和36年政令第37号。以下「令」という。）別表第一（16）項イとして判定され、新たに共同住宅部分についても消防用設備等の設置・改修が必要となるケースがある。このことから、福祉施設の新設時において入居を拒否される、あるいは、既存のものにあっても退去を求められるといった事態が発生している。

（２）小規模施設に対応した防火対策に関する検討会における検討

「小規模施設に対応した防火対策に関する検討会報告書（中間報告）」（平成21年2月・小規模施設に対応した防火対策に関する検討会）においても、小規模なグループホーム等の福祉施設は、「家具・調度等の可燃物、調理器具・暖房器具等の火気使用、入所者数等も他の一般住戸とほぼ同様の形状」であり、「グループホーム等における入所者の避難安全性が確保されれば、他の一般住戸については、グループホーム等の入居により危険性が高まることはない」とされ、対応策を講じるのが適当とされた。

<福祉施設の入居による消防用設備等の設置基準の強化>

	5 項口 (共同住宅)	項が移行した 場合…	16 項イ (特定複合用途防火対象物)	
スプリンクラー設備	11 階以上の階	⇒	11 階建て以上の防火対象物の場合、 すべての階	改正事項 ①
自動火災報知設備	500 m ² 以上		300 m ² 以上	
誘導灯	地階・無窓階・11 階以上の階		すべての階	改正事項 ②
特定共同住宅等の省令	適用（耐火構造かつ内装制限をすれば、屋内消火栓設備及びスプリンクラー設備の設置免除）		適用されず	

（３）対象となる防火対象物の考え方

対象となる防火対象物は、令別表第一（16）項イに掲げる防火対象物のうち、同表（5）項口（以下「共同住宅等」という。）並びに（6）項口及びハ（有料老人ホーム、福祉ホーム、認知症高齢者グループホーム、障害者グループホーム・ケアホームに限る。以下「居住型福祉施設」という。）に掲げる防火対象物の用途以外の用途に供する部分が存在しないもので、かつ、一定の防火区画を有するものとする。

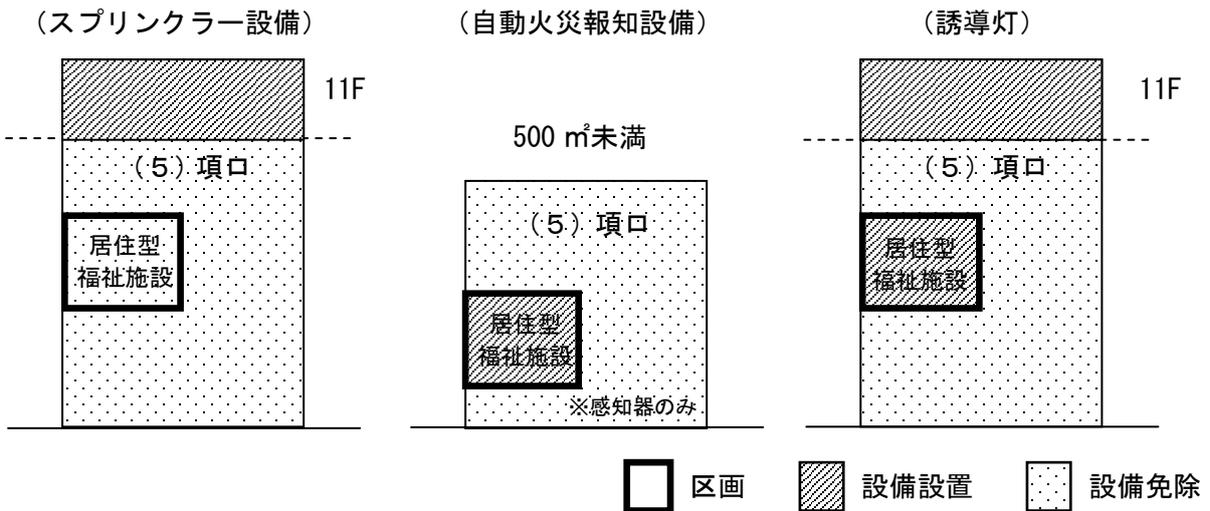
- * 「家具・調度等の可燃物、調理器具・暖房器具等の火気使用、入所者数等も他の一般住戸とほぼ同様の形状」であるものに限るため、令別表第一（6）項口及びハに掲げる防火対象物のうち、通所施設及び短期間で入所者が入れ替わる施設等を除いている。
- * 現にごく小さい駐車場や物品販売店等が存する共同住宅で、令別表第一（5）項口と判断している防火対象物の一部に居住型福祉施設が入居するものは、対象に含まれる。

2 改正事項①

居住型福祉施設の部分について、一定の区画がされている場合には、共同住宅等の部分のスプリンクラー設備、自動火災報知設備の感知器及び誘導灯の設置を免除する。

(1) 免除部分

- ①スプリンクラー設備については、10階以下の部分（居住型福祉施設の部分を含む。）
- ②自動火災報知設備については、500㎡未満の防火対象物（特定一階段等防火対象物を除く。）における共同住宅等の部分の**感知器**
- ③誘導灯については、地階、無窓階及び1階以上の階以上の部分を除く共同住宅等の部分



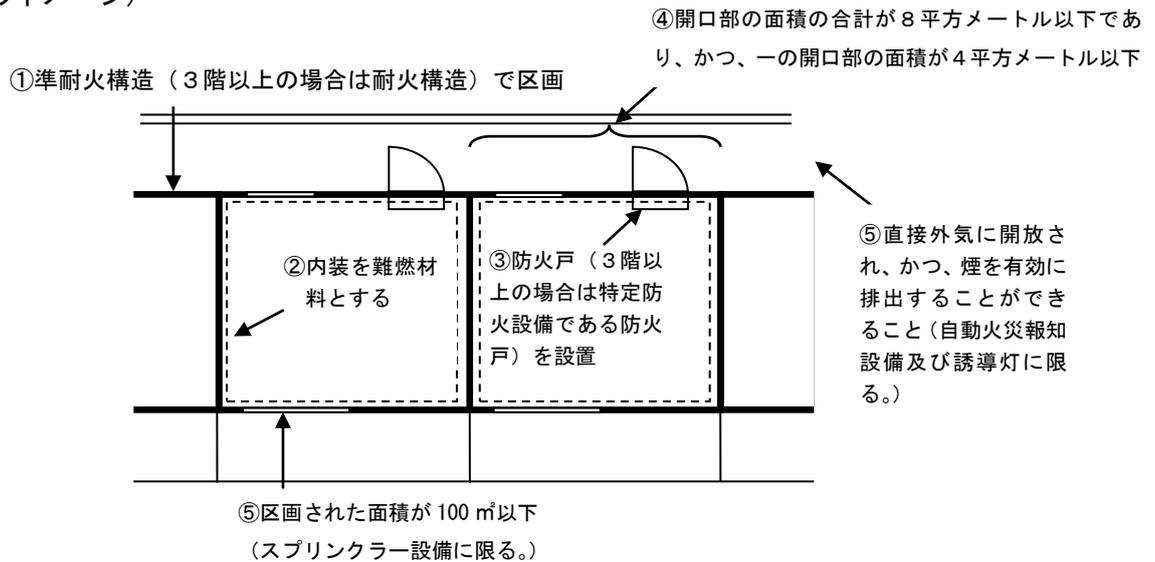
* 自動火災報知設備については、上記による感知器免除のほか、居住型福祉施設の部分が300㎡未満である場合には、特定小規模施設用自動火災報知設備を設置することが可能（この場合において、受信機が設けられていないシステムにあっては、共同住宅等の部分の感知器免除は不可）。

(2) 一定の区画の要件

自動火災報知設備・誘導灯	スプリンクラー設備
<ul style="list-style-type: none"> ① 居室を、準耐火構造（3階以上の場合は、耐火構造）の壁及び床で区画されていること。 ② 壁及び天井の室内に面する部分の仕上げが難燃材料（地上に通ずる主たる廊下その他の通路にあっては準不燃材料）でされていること。 ③ 区画する壁及び床の開口部は、防火戸（3階以上の場合は、特定防火設備である防火戸。防火シャッターを除く。）で、一定の構造のものを設けていること。 ④ ③の開口部の面積の合計が8平方メートル以下であり、かつ、一の開口部の面積が4平方メートル以下であること。 ⑤ 主たる出入口が、直接外気に開放され、かつ、当該部分における火災時に生ずる煙を有効に排出することができる廊下又は階段に面していること（*）。 	<ul style="list-style-type: none"> ① 居室を、準耐火構造（3階以上の場合は、耐火構造）の壁及び床で区画されていること。 ② 壁及び天井の室内に面する部分の仕上げが難燃材料（地上に通ずる主たる廊下その他の通路にあっては準不燃材料）でされていること。 ③ 区画する壁及び床の開口部は、防火戸（3階以上の場合は、特定防火設備である防火戸。防火シャッターを除く。）で、一定の構造のものを設けていること。 ④ ③の開口部の面積の合計が8平方メートル以下であり、かつ、一の開口部の面積が4平方メートル以下であること。 ⑤ 区画された部分すべての床の面積が百平方メートル以下であること。

* これに該当する廊下又は階段としては、特定共同住宅等の構造類型を定める件（平成17年3月25日付け消防庁告示第3号）第4（4）又は（5）に定めるところによるもの、避難階において出入口が直接地上に通じている通路等が挙げられる。

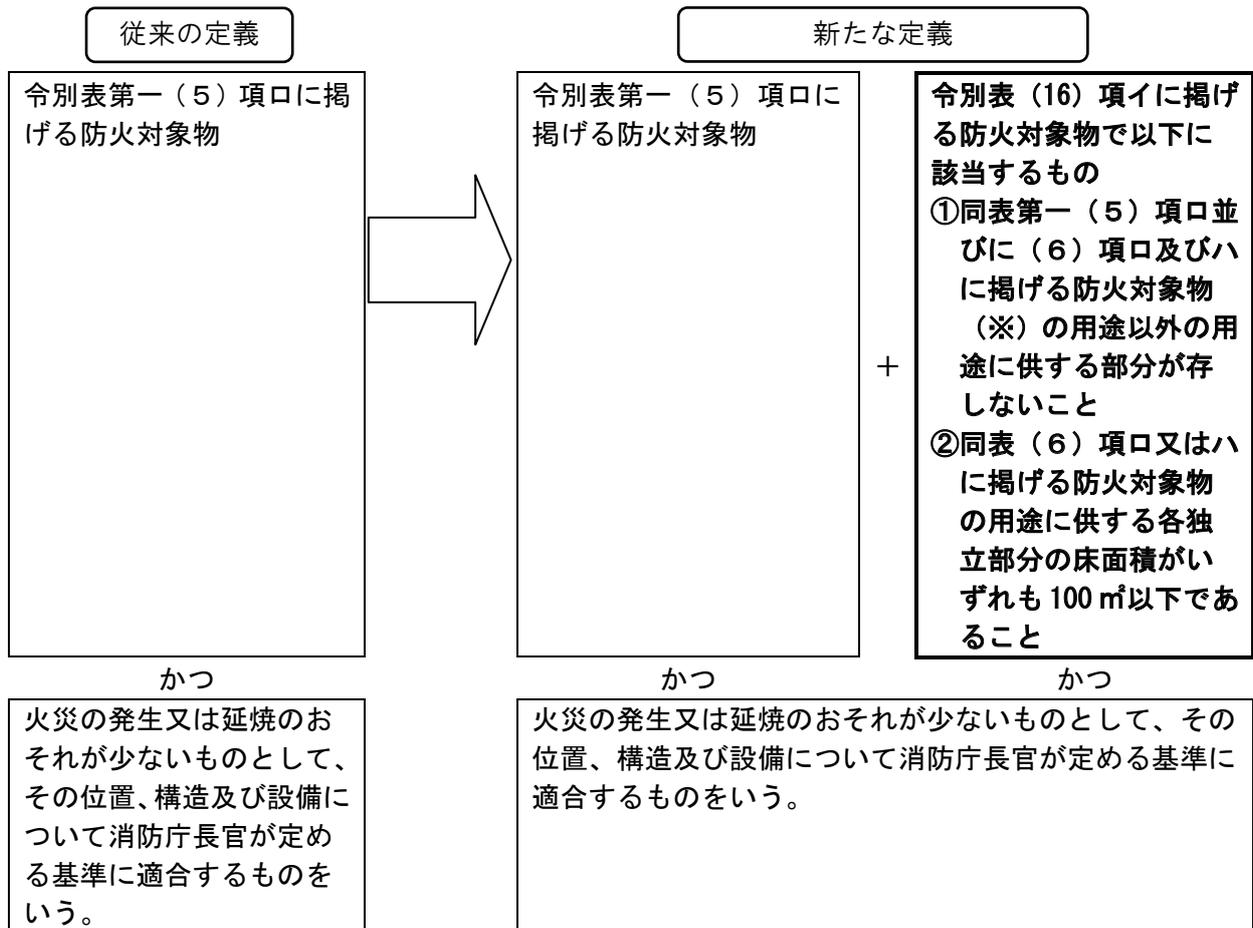
(区画のイメージ)



3 改正事項②

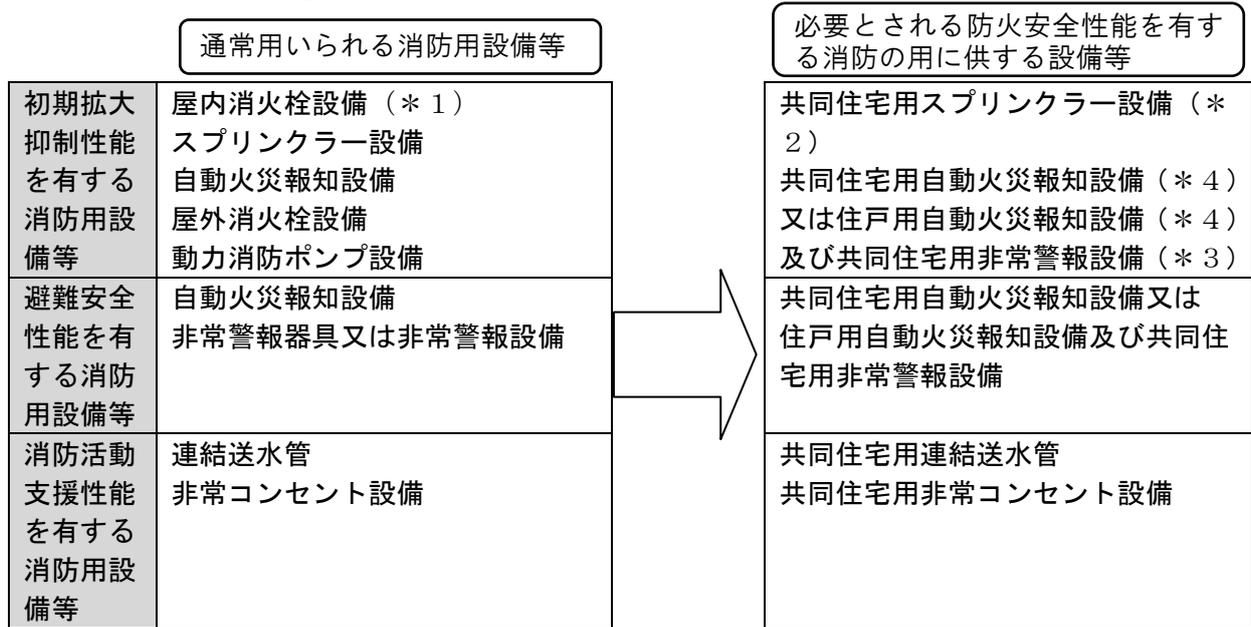
特定共同住宅等の定義を拡大するとともに、居住型福祉施設について、通常用いられる消防用設備等に代えて用いることができる必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等を定める。

(1) 特定共同住宅等の定義



(※) 令別表第一（6）項口及びハに掲げる防火対象物にあつては、有料老人ホーム、福祉ホーム、認知症高齢者グループホーム及び障害者グループホーム及びケアホーム（いわゆる「居住型福祉施設」）に限る。

(2) 居住型福祉施設の消防用設備等の設置



* 1 11 階以上の階に限る。

* 2 11 階以上の階のみに設置

* 3 二方向避難型特定共同住宅等及び開放型特定共同住宅等にあつては 5 階以下、二方向避難・開放型特定共同住宅等にあつては 10 階以下に限る。

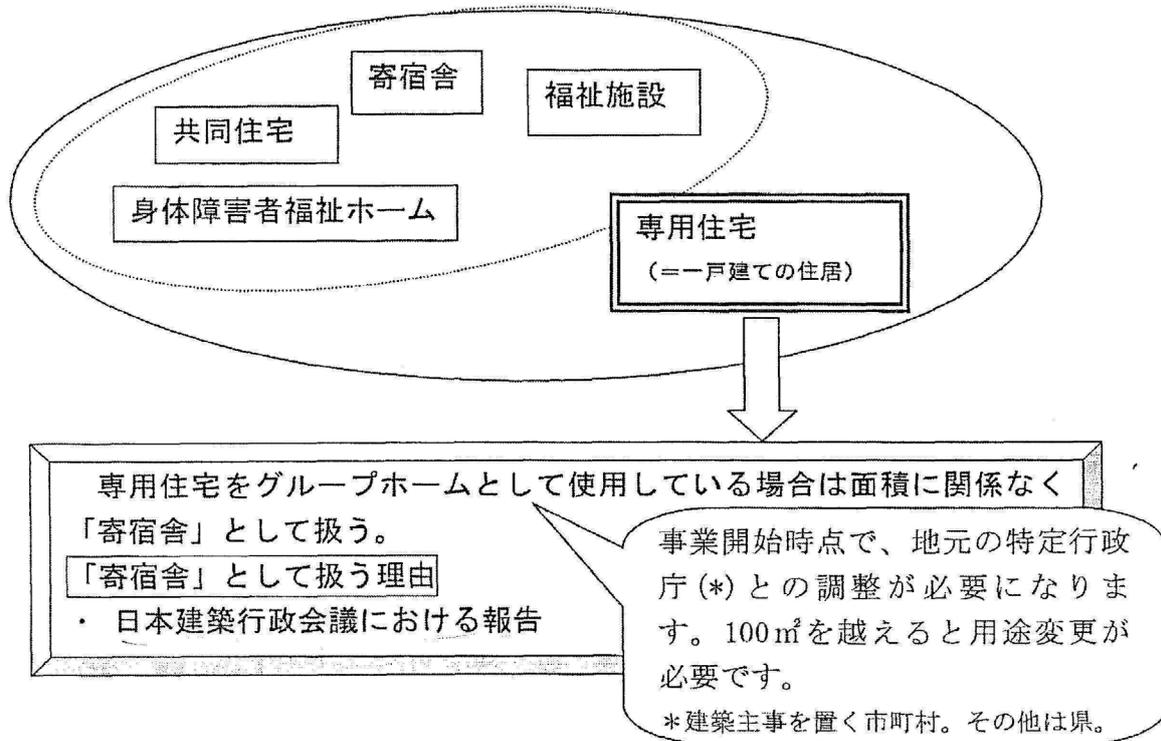
* 4 居住型福祉施設に設ける共同住宅用自動火災報知設備及び住戸用自動火災報知設備にあつては、居住型福祉施設で発生した火災を、当該福祉施設の関係者等に、自動的に、かつ、有効に報知できる装置を設けることが必要。当該装置の具体的な例としては、次のようなものが想定される。

- ① 住棟受信機が設置されている場合にあつては、居住型福祉施設において火災が発生した際、関係者等が存する階の音声警報装置等が鳴動するよう鳴動範囲の設定を行う。
- ② 居住型福祉施設部分の感知器、住戸用受信機又は住棟受信機の作動と連動して起動する緊急通報装置等の通報先として、関係者等が常時いる場所を登録する。

H20.9.26 県障害福祉課

建築基準法によるグループホームの考え方

1 現状のグループホームの用途



2 「寄宿舍」としての用途の要件を充足するための主な項目

【新築、増改築、用途変更の場合】

- ① 非常用照明
- ② 2以上の直通階段又はそれに代わる施設
- ③ 界壁（防火上主要な間仕切り壁）の設置
- ④ 一定以上の廊下幅
- ⑤ 階段幅

県や市の建築行政部局の立ち入り調査があった住居は今後、指導があり、是正が求められることとなります。

【既存のグループホームの場合の当面の対応】

- ① 非常用照明
- ② 2以上の直通階段又はそれに代わる施設
- ③ 界壁 + 住宅用火災警報器（消防法）

是正措置を求めるのは、100㎡以上の住居（専用住宅の形態のもの）に限られます。（用途変更の必要はない。）

- ① は100㎡以上の住居。
- ② は100㎡以上で2階建て以上の住居。
- ③ は1フロアー100㎡以上の住居。

用語の説明

① 非常用照明

(新規の要件)

- ・ 寄宿舍の廊下、階段などの避難経路に設置が必要。居室は不要。
- ・ 非常用の照明装置は、床面において1ルクス（目が慣れてくれば、何とか新聞が読める程度の明るさ）以上の照度が確保できるもので、予備電源を設け、停電した場合に自動的に点灯することなどが必要。

(既存の当面の対応)

- ・ 100㎡以上の住居は設置。

② 2以上の直通階段またはそれに代わる施設

(新規の要件)

- ・ 緊急時に2階から降りるために、2つのルートを確保する必要がある。
- ・ 1つは普通の階段。もう1つは2階から下りられるようなはしごなど。
- ・ 不燃の素材が望ましい。

(既存の当面の対応)

- ・ 100㎡以上の住居は設置。

③ 界壁

(新規の要件)

- ・ 防火上主要な間仕切り（1つ間仕切りの単位を100㎡以下かつ3部屋以下）を準耐火構造とし、天井裏まで達していなければならない。

(既存の当面の対応)

- ・ 1フロアー100㎡以上の物件においては、居室部分等の壁と天井を準耐火構造（15mm以上の石膏ボードで覆うなど）にする。もしくはオール電化。ただし、「住宅用火災警報器」を設けること。
- ・ 適用除外として、スタッフの居住の用途に供する専用住居の一部（全体の1/2を未滿且つ50平方メートル未滿）を利用者に提供している場合。

④ 一定以上の廊下幅

(新規の要件)

- ・ 100㎡を越える住居は両側に居室がある場合は1.6m以上。
- ・ それ以外の場合は1.2m以上

⑤ 階段幅

(新規の要件)

- ・ 階段幅75cm以上。けあげ22センチ以下。踏み面21cm以上。

資料6 福島県配付資料

窓口配布用

別紙2

戸建て住宅を活用する「グループホーム等」の建築基準法上の取扱い

福島県土木部建築指導課

平成21年7月1日より、戸建て住宅を活用するグループホーム・ケアホーム（以下、「グループホーム等」という。）の建築基準法上の取扱いは、当該建築物が一般的な住宅の形態となっており、以下を全て満足する場合において「住宅」として取り扱うこととします。

なお、この場合は、グループホーム等を計画する段階において、下記の建築基準法所管行政庁と裏面の「建築基準法上の取扱いに関する所管行政庁との協議書」により協議を実施し、当該協議書をグループホーム等の指定申請等に添付してください。

また、消防法、都市計画法等の他法令に基づく取扱いについては、当該法令の判断によりますので、関係機関と必ず協議を実施してください。

＜住宅と取り扱う場合の基準＞

- ア 既存住宅を活用する際、当該建築物が適法な状態（既存不適格を含む）であること。
- イ 既存住宅を活用する際、構造耐力上の危険性が增大しないこと。
- ウ 階数が2階以下（地下を有しないこと。）で、延べ面積が200㎡未満のものであること。（別棟を除く。）
- エ 各寝室から廊下、階段及び屋外通路を経て道路等の敷地外の安全な場所に避難できる構造であること。
- オ 原則として、定員が浄化槽処理対象人員を超えていないこと。
- カ 消防法に基づき、住宅用火災警報器を設置していること。

■建築基準法所管行政庁窓口

地区	行政庁名	連絡先
県北地区（福島市を除く。）	県北建設事務所建築住宅課	電話 024-521-7701
県中地区 （郡山市、須賀川市を除く。）	県中建設事務所建築住宅課	電話 024-935-1462
県南地区	県南建設事務所建築住宅課	電話 0248-23-1636
会津若松地区 （会津若松市を除く。）	会津若松建設事務所建築住宅課	電話 0242-29-5461
喜多方地区	喜多方建設事務所建築住宅課	電話 0241-24-5727
南会津地区	南会津建設事務所建築住宅課	電話 0241-62-5337
相双地区	相双建設事務所建築住宅課	電話 0244-26-1223

※福島市・郡山市・須賀川市・会津若松市・いわき市についての取扱いは、それぞれの市役所建築指導担当窓口にお問い合わせください。

■他法令の主な窓口

法令	窓口
消防法	市町村消防本部
都市計画法	建設事務所行政課

(協議様式)

建築基準法上の取扱いに関する所管行政庁との協議書

戸建て住宅を活用するグループホーム・ケアホームを設置する際は、その計画段階において所管行政庁と必ず事前協議を実施し、当該協議書をグループホーム等の指定申請等に添付してください。

物件名		協議日時	
協議内容		協議場所	
設置者		行政庁名※	
設置者側 担当者		行政庁担当者※	
確認項目		設置者確認欄 (レ点で記入)	行政庁確認欄※ (レ点を記入)
ア 既存住宅を活用する際、当該建築物が適法な状態（既存不適格を含む）であること		<input type="checkbox"/> 満足する	<input type="checkbox"/> 満足する
イ 既存住宅を活用する際、構造耐力上の危険性が増大しないこと		<input type="checkbox"/> 満足する	<input type="checkbox"/> 満足する
ウ 階数が2階以下(地下を有しないこと)で、延べ面積が200㎡未満のものであること（別棟を除く）		<input type="checkbox"/> 満足する	<input type="checkbox"/> 満足する
エ 各寝室から廊下階段及び屋外通路を経て道路等の敷地外の安全な場所に避難できる構造であること		<input type="checkbox"/> 満足する	<input type="checkbox"/> 満足する
オ 原則として、定員が浄化槽処理対象人員を超えていないこと		<input type="checkbox"/> 満足する	<input type="checkbox"/> 満足する
カ 消防法に基づき、住宅用火災警報器を設置していること		<input type="checkbox"/> 満足する	<input type="checkbox"/> 満足する
キ その他関係法令に適合していること			
	消防法規定（消防署との協議結果添付）	<input type="checkbox"/> 協議済み	<input type="checkbox"/> 協議済み
	都市計画法規定 （建設事務所行政課との協議結果添付）	<input type="checkbox"/> 協議済み	<input type="checkbox"/> 協議済み
備考			

注1：できる限り、事前に建築士の意見を聞いて、設置者確認欄を記入してください。

注2：※欄は行政庁で記入しますので、記入しないでください。

注3：上記確認項目を満足することが確認できる資料を必ず添付してください。

建設事務所協議印

障害者グループホーム・ケアホーム整備に関する
建築基準法、バリアフリー法等の位置づけについて

障害者グループホーム・ケアホーム（以下「グループホーム等」という）に関する建築関係法令上の位置づけ等について、建築部局と障害部局において協議を重ねてきた結果、以下のとおり区としての見解がまとまったので、ご案内いたします。

1 協議にあたって

法令の適用にあたっては、その趣旨等を尊重しつつ、以下のような、これまでの障害者グループホーム等の整備の経過を踏まえながら、協議を進めてきました。

- (1) グループホーム等は、入所更生施設や病棟といった大規模施設ではなく、地域で生活する技術等を身に付け、精神的な安定を図る等の目的から、少人数、家庭的な雰囲気での支援が展開されてきていること。
- (2) 上記目的や整備費等の関係により、既存の戸建住宅（専用住宅）やアパート（共同住宅）等を転用しての事業実施となっていること。
- (3) 障害者自立支援法に規定する事業であること。
- (4) 火災事故等に起因し消防法上の用途分類が明確化されたこと。

2 建築基準法上の位置づけ

- (1) グループホームの用途は寄宿舎または共同住宅とします。
 - ⇒ グループホーム事業は、障害者自立支援法に規定する事業であり、住まい方（家族以外の者が複数で暮らすなど）や安全性の確保等により、寄宿舎または共同住宅とすることが妥当です。
 - ⇒ 寄宿舎・共同住宅の定義は法上、規定されていませんが、以下のとおり分類できると考えられます。
 - 「寄宿舎」－玄関・厨房・便所などは原則的に共用、寝室のみ各入居者に用意されている形式
 - 例) 戸建住宅をグループホームに転用した場合
 - 「共同住宅」－各戸に独立の玄関があり、それぞれの独立空間に厨房・便所などの生活設備がある形式
 - 例) アパートの1棟借りなどにより転用した場合
 - ただし、室内を区切り、複数入居するような場合は、寄宿舎

- (2) ケアホームの用途は児童福祉施設等とします。
⇒ ケアホーム事業は、介護等を必要とする比較的重度（障害程度区分2以上）の方を対象とする事業であることから、児童福祉施設等と位置づけます。
- (3) グループホームとケアホームを一体的に事業運営する場合は、ケアホームとしての取扱とします。

3 既存の住宅等の転用に当たっての留意点

- (1) 建築基準法に適合している物件であることが必要です。
⇒ 完了検査済証が発行されていること（ない場合は建築基準法適合の確認が必要です）。
- (2) 転用に際しては、用途変更の手続き（床面積の合計が100㎡超）が必要です。
⇒ 用途変更が必要ない場合でも、共同住宅等の規定に適合させる必要があります。

4 専用住宅から寄宿舍への転用に伴う、建築基準法関係規定への適合について

専用住宅は、防火、構造規定などが緩やかなため、寄宿舍へ転用する際には適合についての確認が必要です。大規模な改修等が必要となりますが、建物全体を大きく変える状況が出てくる場合があります。

(1) 防火規定（建築基準法）

- ① 耐火建築物（耐火構造等の建築物－RC造、鉄骨造など） 3階建て以上
- ② 準耐火建築物（準耐火構造等の建築物－防火構造の外壁材使用など） 2階建てで、2階の床面積が300㎡以上
- ③ 準耐火構造 寄宿舍の寝室間の間仕切り

(2) 敷地と道路（都・建築安全条例）

- ① 路地状敷地の制限 路地のみで道路に接する敷地には建築できません。
- ② 道路に接する部分の長さ 敷地は4m以上道路と接しなければなりません。

(3) 避難規定（都・建築安全条例）

- ① 避難通路 玄関などは道路と接するか、道路と接する避難上有効な通路と接する必要があります。
- ② 窓先空地 各寝室には「道路」または「道路まで通じる屋外通路（規定幅員以上）により避難上有効に連絡した窓先空地」に直接面する窓を設ける必要があります。

(4) 廊下規定

- ① 片側廊下 その階の寝室の床面積が 100 m²を超えるか、寝室の数が 7 以上である場合は、原則廊下の両側に寝室を設けられません。
- ② 廊下幅 その階の居室の合計が 100 m²超～200 m²の場合の廊下幅は、1.2m 以上とします。

(5) 室内環境（建築基準法）

- ① 居室の採光 各寝室には採光・換気のための窓その他の開口部を設け、かつ床面積に対し一定基準以上の面積とする必要があります。

5 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律および高齢者、障害者等が利用しやすい建築物の整備に関する条例（以下「バリアフリー法令」という。）の適用について

(1) 適用対象規模

- ① グループホーム（共同住宅）の場合
 - ⇒ 一定規模以上（バリアフリー法令の適用規模は、床面積の合計が 2,000 m²以上。平成 22 年秋に施行予定の練馬区福祉のまちづくり推進条例では 1,000 m²以上）から適用
- ② ケアホーム（児童福祉施設等）の場合
 - ⇒ 全ての規模が対象

(2) 適用となる施設（建築物特定施設）

以下の箇所について、高齢者・障害者等の移動上および利用上の円滑性・利便性の向上を図るために、基準が設けられています。 【パンフレット参照】

- ① 出入口
- ② 廊下その他これらに類するもの
- ③ 階段
- ④ 傾斜路
- ⑤ エレベータその他の昇降機
- ⑥ 便所
- ⑦ ホテルまたは旅館の客室
- ⑧ 敷地内の通路
- ⑨ 駐車場
- ⑩ 浴室またはシャワー室

(3) バリアフリー法令の適用基準

- ① 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第 11 条～第 23 条
- ② 高齢者、障害者等が利用しやすい建築物の整備に関する条例第 6 条～第 13 条

(4) バリアフリー法令の適用除外

バリアフリー条例の整備基準の適用にあたっては、知事（建築物の床面積の合計が 1 万㎡以下の場合、区長）が当該整備基準によることなく高齢者、障害者等が建築物特定施設を円滑に利用できることを認めた場合や建築物もしくはその敷地の形態上やむを得ないと認める場合は、規定の一部を適用除外することがあります。

前述した適用除外を「バリアフリー条例第 14 条の規定による特別特定建築物に係る制限の緩和に関する認定（以下「認定」という。）」といいます。

(5) 小規模のケアホームについて

既存建築物を利用した用途変更による小規模のケアホームを設置する場合には、バリアフリー整備を行うことで建築物の躯体に影響を及ぼすようなことがあります。このような小規模建築物においては、バリアフリー整備の一部についてバリアフリー条例の認定が活用できるかを検討することがあります。

認定に関するご相談は、事業等のスケジュールに十分、余裕をもたせ行って下さい。なお、認定の手続きは、建築確認申請前に行う必要があります。

① 認定条件

障害者等が建築物を利用する際の利便性や円滑性が担保できる代替措置を講じた場合等

② 適用除外が想定される建築物特定施設

個々の建築物において状況が異なりますので、個別に協議していただくこととなります。

資料8

バリアフリー法逐条解説2006(建築物)

福祉施設に関する特定建築物等の分類の考え方

「その他これらに類するもの」の参考例

施設名	根拠条文	特定建築物		特別特定建築物	
		令第4条		令第5条	
		第10号	第11号	第9号	第10号
児童福祉施設	児童福祉法 第7条1項				
助産施設	児童福祉法 第36条	○			
乳児院	児童福祉法 第37条	○			
母子生活支援施設	児童福祉法 第38条	○			
保育所	児童福祉法 第39条第1項	○			
児童厚生施設	児童福祉法 第40条		○		○
児童養護施設	児童福祉法 第41条	○			
知的障害児施設	児童福祉法 第42条	○			
知的障害児通園施設	児童福祉法 第43条	○			
盲ろうあ児施設	児童福祉法 第43条の2	○		○	
肢体不自由児施設	児童福祉法 第43条の3	○		○	
重症心身障害児施設	児童福祉法 第43条の4	○		○	
情緒障害児短期治療施設	児童福祉法 第43条の5	○			
児童自立支援施設	児童福祉法 第44条	○			
児童家庭支援センター	児童福祉法 第44条の2	○			
身体障害者社会参加支援施設	身体障害者福祉法 第5条第1項				
身体障害者福祉センター	身体障害者福祉法 第31条		○		○
補装具製作施設	身体障害者福祉法 第32条	○		※	
盲導犬訓練施設	身体障害者福祉法 第33条		○		○
視聴覚障害者情報提供施設	身体障害者福祉法 第34条		○		○
保護施設	生活保護法 第38条第1項				
救護施設	生活保護法 第38条第1項第1号	○		※	
更生施設	生活保護法 第38条第1項第2号	○		※	
医療保護施設	生活保護法 第38条第1項第3号	○			
授産施設	生活保護法 第38条第1項第4号 (社会福祉法 第2条第2項第7号)	○		※	
宿所提供施設	生活保護法 第38条第1項第5号	○			
隣保館	社会福祉法 第2条第3項第11号	○			
婦人保護施設	売春防止法 第36条	○			
母子福祉施設	母子及び寡婦福祉法 第39条第1項				
母子福祉センター	母子及び寡婦福祉法 第39条第1項第1号	○			
母子休養ホーム	母子及び寡婦福祉法 第39条第1項第2号	○			
母子健康センター	母子保健法 第22条第2項	○			
障害者支援施設	障害者自立支援法 第5条				
身体・知的・精神障害者支援施設(通所系) 〈生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援〉	障害者自立支援法 第5条第12項	○		※	
精神障害者支援施設(居住系) 〈生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援〉	障害者自立支援法 第5条第12項	○		※	
地域活動支援センター	障害者自立支援法 第5条第21項	○		※	
福祉ホーム(通所系、居住系)	障害者自立支援法 第5条第22項	○		※	

施設名	根拠条文	特定建築物		特別特定建築物	
		令第4条		令第5条	
		第10号	第11号	第9号	第10号
老人福祉施設	老人福祉法 第5条の3				
老人デイサービスセンター	老人福祉法 第20条の2の2		○		○
老人短期入所施設	老人福祉法 第20条の3	○		○	
養護老人ホーム	老人福祉法 第20条の4	○		○	
特別養護老人ホーム	老人福祉法 第20条の5	○		○	
軽費老人ホーム	老人福祉法 第20条の6	○		○	
老人福祉センター	老人福祉法 第20条の7		○		○
老人介護支援センター	老人福祉法 第20条の7の2		○		○
有料老人ホーム	老人福祉法 第29条第1項	○		○	
介護老人福祉施設	介護保険法 第8条				
特定施設	介護保険法 第8条第11項	○		○	
介護専用型特定施設	介護保険法 第8条第19項	○		○	
地域密着型介護老人福祉施設	介護保険法 第8条第20項	○		○	
介護保険施設	介護保険法 第8条第22項	○		○	
介護老人福祉施設	介護保険法 第8条第24項（老人福祉法第20条の5）	○		○	
その他					
地域障害者職業センター	障害者の雇用の促進等に関する法律 第19条第1項第3号		○		○
障害者就業・生活支援センター	障害者の雇用の促進等に関する法律 第34条		○		○
共同生活介護、共同生活援助を行う住居	障害者自立支援法 第5条第10項、第16項	○			
小規模多機能型居宅介護を行う施設	介護保険法 第8条第17項	○		○	
認知症対応型共同生活介護を行う施設	介護保険法 第8条第18項	○			

※ 高齢者、障害者等身体の機能上の制限をうける者が利用する場合は、特別特定建築物に該当する。

（注意）

ここに掲げた例示は参考であり、具体的には複合した施設等もあることから、個々の状況に応じて判断することが望ましい。

政令4条

(特定建築物)

第四条 法第二条第十六号の政令で定める建築物は、次に掲げるもの（建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十号）第三条第一項に規定する建築物及び文化財保護法（昭和二十五年法律第二百十四号）第四百四十三条第一項又は第二項の伝統的建造物群保存地区内における同法第二条第一項第六号の伝統的建造物群を構成している建築物を除く。）とする。

- 一 学校
- 二 病院又は診療所
- 三 劇場、観覧場、映画館又は演芸場
- 四 集会場又は公会堂
- 五 展示場
- 六 卸売市場又は百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗
- 七 ホテル又は旅館
- 八 事務所
- 九 共同住宅、寄宿舎又は下宿
- 十 老人ホーム、保育所、福祉ホームその他これらに類するもの
- 十一 老人福祉センター、児童厚生施設、身体障害者福祉センターその他これらに類するもの
- 十二 体育館、水泳場、ボーリング場その他これらに類する運動施設又は遊技場
- 十三 博物館、美術館又は図書館
- 十四 公衆浴場
- 十五 飲食店又はキャバレー、料理店、ナイトクラブ、ダンスホールその他これらに類するもの
- 十六 理髪店、クリーニング取次店、質屋、貸衣装屋、銀行その他これらに類するサービス業を営む店舗
- 十七 自動車教習所又は学習塾、華道教室、囲碁教室その他これらに類するもの
- 十八 工場
- 十九 車両の停車場又は船舶若しくは航空機の発着場を構成する建築物で旅客の乗降又は待合の用に供するもの
- 二十 自動車の停留又は駐車のための施設
- 二十一 公衆便所
- 二十二 公共用歩廊

- 法第2条第16号で定める特定建築物を規定している。
なお、用途の判断については、建築基準法に基づく判断を基本とする。
- 第2号
「介護老人保健施設」は、介護保険法に定められる施設で、病状が安定期にあり、看護、医学的管理の下における介護及び機能訓練その他必要な医療を要する要介護者に対し、施設サービス計画に基づいて、必要な医療並びに日常生活上の世話をを行うことを目的とする施設であるので、「介護療養型医療施設」とあわせ、「病院又は診療所」に含めるものとする。
- 第4号
セレモニーホール、斎場は原則として「集会場」として取扱う。
- 第8号
「事務所」に「保健所、税務署その他多数のものが利用する官公署」を含めるものとする。

● 第9号

グループホームは、一般に高齢者が共同して居住する「住居」のことであり、具体的には食堂・便所・台所・浴室等が1箇所又は数箇所に集中して設けるものや居住空間が独立しているものなどがあり、その平面計画等により「寄宿舍」又は「共同住宅」として取扱うものとする。

ただし、知的障害者グループホーム、認知症対応型共同生活介護を行う施設については、第10号の「その他これらに類するもの」に含まれる。

● 第10号

「その他これらに類するもの」とは、老人福祉法、児童福祉法及び身体障害者福祉法等に基づいて特定多数の者が利用する施設をいう。（例）福祉ホーム

● 第11号

「その他これらに類するもの」とは、老人福祉法、児童福祉法及び身体障害者福祉法等に基づいて不特定多数の者が利用する施設で、通所施設及び通園施設をいう。

【参考】関係法令（P102 参照）

- (1) 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第7条に規定する児童福祉施設
- (2) 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第5条第1項に規定する身体障害者社会参加支援施設
- (3) 生活保護法（昭和25年法律第144号）第38条第1項に規定する保護施設
- (4) 売春防止法（昭和31年法律第118号）第36条に規定する婦人保護施設
- (5) 老人福祉法（昭和38年法律第133号）第5条の2第3項及び第4項に規定する事業を行う施設、同法第5条の3に規定する老人福祉施設並びに同法第29条第1項に規定する有料老人ホーム
- (6) 母子及び寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）第39条に規定する母子福祉施設
- (7) 母子保健法（昭和40年法律第141号）第22条第2項に規定する母子健康センター
- (8) 介護保険法（平成9年法律第123号）第7条第22項に規定する介護老人保健施設
- (9) 社会福祉法（昭和26年法律第45号）第2条第2項第7号に規定する授産施設及び同条第3項第11号に規定する隣保館等の施設
- (10) 障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第5条第12項に規定する障害者特定施設など

● 第12号

「その他これらに類する運動施設」としては、ゴルフ練習場、バッティング練習場、スキー場、スケート場、フィットネスクラブ、スポーツクラブ等をいい、多数の者が利用する会員制運動施設を含む。

● 第15号

「その他これらに類するもの」としては、待合、カフェー、バー、カラオケボックス等を含む。

● 第16号

旧郵便局の窓口、保険業務を行う店舗は、その他これらに類するサービス業を営む店舗とする。

（出典：バリアフリー法逐条解説2006（建築物）第2版）

総則

用語の定義

特殊建築物 26

グループホーム

法第2条第2号

【内 容】

1. グループホームとは
グループホームは法律用語ではないが、専門の支援を行うスタッフ等の援助を受けながら少人数で一般の住宅で生活をする目的の施設をいう。
2. 認知症高齢者グループホームの建築基準法上の取扱い
現在多い認知症高齢者グループホームとは、認知症の高齢者が介護職員等による生活上の指導・援助等を受けながら共同生活を行い、症状の改善・緩和及び生活の質的向上を図ることを目的とした施設であり、介護保険法の規定に基づく「認知症対応型共同生活介護事業」が行われるべき住居を指す。近年の介護サービスのニーズの高まりとともに、認知症対応型共同生活介護事業を目的とする認知症高齢者グループホームの建設が増加している。なお、老人福祉法で規定する「老人福祉施設」には該当しない。
「認知症高齢者グループホーム」については、新しい建築物の用途であり、建築基準法上規定はされていない。したがって、施設の規模、配置及び各室の独立性等から判断して建築基準法上の取扱いを決めることになるが基本的には住宅の類である。
老人デイサービスセンター等の老人福祉施設と併設され、施設計画上一体となっている場合には、建築基準法の「児童福祉施設等」に含まれる老人福祉施設との、複合施設として扱うことが適切である。
食堂・便所・台所・浴室等が1ヶ所又は数ヶ所に集中して設ける計画となっている場合が多く見受けられる。部屋数が多い場合は寄宿舎としての取扱いが妥当である。又、各住戸が独立していて、廊下・階段等の共用部分をもつ計画である場合には共同住宅として扱うことが適切である。
3. 小規模多機能型居宅介護事業所について
4. 小規模多機能型居宅介護事業所とは、在宅の要介護高齢者の機能や希望に応じ、「通い」を中心に「訪問」や「泊まり」を組み合わせて提供することを目的とした拠点であり、介護保険法の規定に基づく「小規模多機能型居宅介護事業」が行われるべきものとして設けられた建築物をいう。認知症高齢者グループホームと同様に「老人福祉施設」には該当しない。
この施設も新しい用途であり、建築基準法上の規定がないため、施設の規模、配置及び各室の用途等から判断して、建築基準法上の取扱いを決めることになる。

【解 説】

「寄宿舎」:

学校・事務所・病院・工場などに付属して設けられる居住施設。主として学生・職員・工員のうちの独身者のために造られる。かつては1室に何人もの居住がある例が珍しくなかったが、最近では1人1室化の方向にある。便所・台所・浴室などは共同で設けられるのが一般的である。(出典:『建築大辞典』彰国社)

「共同住宅」:

1棟に2戸以上の住居があり、柱・壁・床などの構造、廊下や階段その他の生活施設を共用している集合住宅形式の一。(出典:『建築大辞典』彰国社)

「小規模多機能型居宅介護」

小規模多機能型居宅介護とは、居宅要介護者について、その者の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、その者の選択に基づき、その者の居宅において、又は厚生労働省令で定めるサービスの拠点に通わせ、若しくは短期間宿泊させ、当該拠点において、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話であって厚生労働省令で定めるもの及び機能訓練を行うことをいう。(介護保険法第7条第17項)

「認知症対応型共同生活介護」

認知症対応型共同生活介護とは、要介護者であって認知症であるもの（その者の認知症の原因となる疾患が急性の状態である者を除く。）について、その共同生活を営むべき住居において、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話及び機能訓練を行うことをいう。（介護保険法第7条第18項）

執筆者紹介(執筆順)

室津滋樹（日本グループホーム学会 代表）

はじめに

第8章 今後の方向性

榎木保匡（(株)ニチイケアネット）

第1章 グループホーム等における隠れたリスク

第7章 グループホームリスクへの対応

室津茂美（日本グループホーム学会 運営委員）

第2章 全国各地の状況調査報告

鈴木義弘（大分大学工学部福祉環境工学科 准教授）

第3章 障害者住生活環境整備の課題

佐藤博臣（NPO 法人防火技術者協会 副理事長）

第4章 グループホームなどの火災安全計画

大西一嘉（神戸大学大学院建築学専攻 准教授）

第4章 グループホームの消防計画づくり

第5章 グループホームの火災安全評価

第7章 グループホームリスクへの対応

飯田直彦（独立行政法人 日本建築研究所）

第6章 既存住宅のグループホーム活用と建築基準法

補章 グループホームの立地をめぐる米国ゾーニング規制での論争

大久保英明（(株) 損害保険ジャパン企画開発部）

第7章 グループホームリスクへの対応

火災安全を中心にグループホームにおけるリスクを考える

消防法改正と建築基準法の取り扱いを考える

～日本グループホーム学会防災ユニット研究のまとめ～

平成21年度厚生労働省障害者保健福祉推進事業(障害者自立支援調査研究プロジェクト)

■発行日 2010年3月31日発行

■発行者 障害のある人と援助者でつくる 日本グループホーム学会
代表 室津 滋 樹

■事務局 白梅学園大学堀江まゆみ研究室気付
東京都小平市小川町1-830
FAX 042-344-1889
<http://www.gh-gakkai.com>
Mail info-gh-gakkai@shiraume.ac.jp